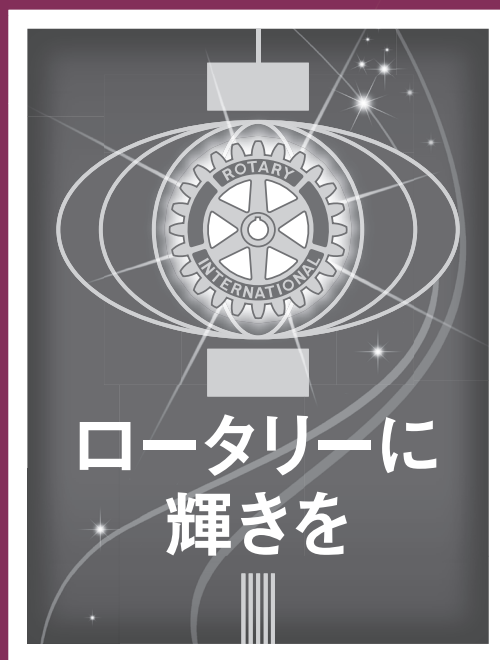


# クラブ運営計画書

## 2014~2015年度のR.I.テーマ



国際ロータリー第2670地区  
**鴨島ロータリークラブ**



# ROTARY INTERNATIONAL

Service Above Self • He Profits Most Who Serves Best

## ロータリーの綱領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにあります。

- 第1 奉仕の機会として知り合いを広めること。
- 第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること。
- 第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。
- 第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

## ロータリーの定義

ロータリーは、人道的奉仕を行い、あらゆる職業において高度の道徳的水準を守ることがを奨励し、かつ世界における親善と平和の確立に寄与することを旨とした事業および専門職務に携わる指導者が世界的に結び合った団体である。

## 四つのテスト

言行はこれに照らしてから

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるかどうか

# 目 次

R I 会長の所信 .....	1
ガバナー就任のご挨拶 .....	2
ガバナー略歴 .....	4
R I 第2670地区 地区組織図 .....	5
クラブ運営方針 .....	8
年間行事予定表 .....	9
クラブ概況 .....	12
理事役員一覧 .....	15
委員会運営方針 .....	16
会    計 .....	16
S A A .....	16
クラブ奉仕委員会 .....	16
職業奉仕委員会 .....	17
社会奉仕委員会 .....	17
国際奉仕委員会 .....	17
青少年奉仕委員会 .....	18
ロータリー財団委員会 .....	18
米山記念奨学委員会 .....	19
出席委員会 .....	19
親睦委員会 .....	19
職業分類委員会 .....	20
会員増強・維持・退会防止委員会 .....	20
会員選考委員会 .....	20
ロータリー情報委員会 .....	21
プログラム委員会 .....	21
クラブ会報委員会 .....	21
雑誌委員会 .....	22
環境保全委員会 .....	22
世界社会奉仕委員会 .....	23
クラブ広報委員会 .....	23
職業分類表 .....	24
誕生日 & 結婚記念日 .....	25
会員名簿 .....	26
名誉会員名簿 .....	32
慶弔、見舞金規定 .....	32
第2670地区徳島第1、第2分区内他クラブ例会場一覧表 .....	33
ロータリー・クラブ定款 .....	34



# Light Up Rotary 「ロータリーに輝きを」

国際ロータリー  
2014-2015年度会長

ゲイリーC. K. ホアン

ロータリーは、誰にでも何かをもたらしてくれます。ロータリアンは、1世紀以上にわたり、奉仕することを目的として、世界中の地域社会で集ってきました。創立以来、大勢のロータリアンが、ローターアクト、インターアクト、ロータリー地域社会共同隊、青少年交換や、その他多くのプログラムへの参加を通じて、ロータリーの奉仕の喜びを発見してきました。

私たちは皆、ロータリーファミリーの一員であり、ロータリーの奉仕の経験から多くを得ています。ロータリーを通じて私たちは、友情を育み、地元貢献し、また、より良く、より安全で健康な世界を実現するために力を尽くしてきました。そして、真に国際的なボランティアのネットワークを形づくただけでなく、人々が互いの違いを乗り越えて手をつなげば、驚くべきことが達成できることを、実証してきました。

ロータリアンが大切にしてきた考え方や価値観の多くは、ロータリーに限られたものではありません。私自身がロータリーに深く共鳴するのも、ロータリーの価値観に、奉仕や責任の重視、家族や他者の尊重といった中華的価値観と重なるところがあるからだと思えます。

ですからロータリーの奉仕において、私はよく孔子の教えを指針とします。孔子は、私にとって「元祖ロータリアン」だと言ってもいいかもしれません。ポール・ハリスが誕生する2,000年以上前、孔子はこう述べています：

まず自分の行いを正しくし、次に家庭を整え、次に国家を治めてこそ、天下が平和となる。

ロータリアンは、超我の奉仕の理念によって自らを律しますが、奉仕において高い目標を掲げるためには、ロータリー自体に対する手入れを怠らず、ロータリーファミリーを拡大していくことが必要です。

2014-15年度には、ロータリーの奉仕を人びとと分かちあい、クラブをより強力なものとし、地域社会でロー

タリーの存在感を高めることで、「ロータリーに輝きを」もたらしていただけるようお願いいたします。

本ロータリー年度、新会員を引き付けるとともに、現会員を維持し、会員数130万人という目標を達成することによって、ロータリーを輝かせてください。そのためには、新しいアプローチとアイデアをもって会員増強に取り組まなければなりません。例えば、地元で「ロータリーデー」を開催してロータリーを知ってもらいましょう。ロータリーはそれ自体がファミリーであり、家族のためのものですから、配偶者をはじめご家族に入会を検討するよう勧めるとともに、青少年交換の元参加者や財団学友にも声をかけましょう。クラブの現状を直視して、新会員の入会理由と、既存会員の退会理由を検討しましょう。そして、多忙な職業人やまだ幼い子供がいる人たちにとって、ロータリーを魅力的で興味をそそるものにするために何をできるか考えてみましょう。

さらには、ポリオを撲滅して「ロータリーに輝きを」もたらし、歴史に1ページを刻みましょう。ロータリアンのこれまでの勢いをもってすれば、今後数年以内にポリオを世界からなくすことは、明らかに可能です。ポリオ撲滅を実現することの重要性を、今こそ、ご友人、同僚、地元の議員や政府関係者に伝えてください。ポリオプラス基金に寄付し、ほかの方々にもそれを勧めてください。ビル・アンド・メリンダ・ゲイツ財団からの新しいチャレンジに応えることで、ロータリアンの資金を3倍生かすことができます。この史上最大の、公共・民間のパートナーシップに、ぜひともご参加いただき、ポリオのない世界が実現した際には、世界中の人たちと誇りと喜びを分かち合いましょう。

2014-15年度、34,000を超える地域社会で、クラブを強化し、「ロータリーに輝きを」もたらせば、ロータリーの奉仕で世界に輝きをもたらすことができるでしょう。



2014-2015年度 2670地区ガバナー方針

## “ 個々の光で一隅を照らし、 共に世界を輝かそう ”

国際ロータリー 第2670地区  
2014-2015年度ガバナー

佐々木 善教

2014-2015年度RI テーマは、Light up Rotary「ロータリーに輝きを」です。

「世界には、問題が山積となっており、大勢の人たちが助けを必要としています。しかし、自分にできることはないと言って、何もせずにただ座っている人が大勢います。これでは、何もかも暗闇のままです。」と、ゲイリー C. K. ホアン会長は呼びかけています。

自分自身の置かれたその場所や立場で出来る最善を尽くせば、一人ひとりが光り輝く人間となり、さらに明るく照らされた社会を実現することができるのではないのでしょうか。このことは、皆様の職業を通して当てはまることであり、全てに共通する大切な人生観とも言えるものです。

このような心豊かな人々が集まれば、地域社会を、日本を、さらには世界を輝かせることができると思います。この想いを地区のテーマにさせていただきます。

次に、2014-2015年度地区運営方針について説明させていただきます。

(1) クラブ、分区、地区などの行事には積極的に参加し、友人を作りましょう

私は、ロータリーの根源は友愛にあると思っています。これは親睦とクラブ奉仕に関わるこ

とです。会長・幹事はじめ、ベテラン会員の方々には、入会歴が浅い会員、又出席が少ない会員に対し、IMや地区大会などの諸行事に参加することを促し、新たに友人ができるように導いてあげてください。友人ができれば、ロータリーの活動に参加することが楽しくなり、自ずと前向きになってくるものです。

(2) 職業奉仕を通して、互いの職業理念などを学び合い、自らを高めましょう

ロータリアンが円滑に活動をするには、奉仕の基盤ともいえる仕事が順調であることが前提です。クラブで会員の職業を互いに理解し、職業理念や人生観まで分かち合え、自らの職業に生かしたいということも、実は会員、特に比較的若い第一線で働いている会員のニーズとして、潜在的にあるのではないのでしょうか。

(3) 社会奉仕を通して、地域のために何ができるかを見出しましょう

全国、地区内に、地域に密着した素晴らしい活動事例が沢山あります。それらをヒントに、地域社会が何を必要としているのか、どう支援できるかを考えてみましょう。

(4) 国際奉仕を通して、他国の文化や慣習に対する認識を深めましょう

国際交流の一環として、青少年交換の活動に進んで参加し、多国間の相互理解を深め、次世代のグローバル社会に通用する若者を育てましょう。水からプロジェクト(2530地区、福島の震災被災者へ癒しの水を送る事業)も継続していきたいと思います。

(5) 青少年活動に支援をお願いします

リーダーは誰しも最後の仕事として、また最も責任のある仕事として、今まで築いてきた有形無形の価値を後世に受け継いでくれる人材を育て、バトンタッチをするという大きな使命があると思います。これは、家族や会社、地域や国家においても同様です。今の時代を生きる我々だけが良ければいいのではなく、次世代を担う青少年、若者を育て、より明るい未来を創造していけるように日頃から努めることは、我々の使命だと思っています。青少年活動の根幹 ローターアクト、インターアクト、ライラ これらに参加する青少年を増やしましょう。しかし、ただロータリアンが一方的に関わり、与え、守るだけではなく、各クラブの例会や行事に、若者が参加しやすいように配慮し、積極的にロータリアンと接することができる機会を増やしていただきたいのです。そして将来、この若者たちがいつの日かRCに入会してくれるように導きましょう。

(6) ロータリー財団にご寄附を。その資金を世界に地域に有効活用しましょう

ポリオ完全撲滅に向けてご寄附の協力をお願い

いたします。

WF(国際財団活動資金)での効果的な活動などが伝わる広報を充実してください。WFとは国際財団活動資金であり、寄付した年次寄付額の50%がWFに充てられ、世界各地で広範囲にわたり、教育的・人道的財団活動に使われています。

「未来の夢計画」(2013年度開始)を積極的に活用し、ロータリー財団がもっと身近なもの、自分たちのものだという自覚を強めてください。そして、毎年同じ事業だけでなく、地区補助金を活用して、地区の活性化を行うために必要なものが他にないかクラブ内で議論し、新事業を企画、実行してください。

(7) ロータリー米山記念奨学事業を通して、日本と世界の架け橋になる人材を育成しましょう

奨学生とコミュニケーションを積極的にとっていただけるよう、クラブで協力をお願いします。また、当事業は皆様の寄附によって支えられていますので、よろしくをお願いします。

(8) 会員増強は義務ではなく、現会員がRC活動を楽しむ最適な手段のひとつです

会員増強と聞くと、クラブの大きな課題とは言え、またかというような気持ちになっていませんか。何か、義務感が先に立って、本来の意味が薄れているのではないのでしょうか。また、増強の手法はもう言い尽くされたくらい存在するかもしれません。ここで、ちょっと原点に戻って、もっとシンプルに考えてみましょう。「皆さん、ロータリーに入会して良かったことは何で

すか。」そのような質問をすると、現会員は大多数「RCに入会していなかったら知り合えることのない、素晴らしい人生観や職業理念を持っている会員と家族のような付き合いができて、非常に良かった」とおっしゃるのです。ならば、家族のような一生の付き合いができる会員をもっと多く互いに紹介し合い、新会員を増やし、共により豊かな人生を送り、入会して良かったと、いつまでも感じることでできるクラブに高めてみてはいかがでしょうか。「新たな会員との出会い」は、皆さん個々がRCを楽しくする最適な手段のひとつだと思います。「RCに入会して、素晴らしい友人を増やしませんか」と声をどんどん掛けていきましょう。

(9) 広報、ITを通してRC活動を社会に認知していただき、誇りとやりがいを見出しましょう

地区、各クラブともに素晴らしい事業を数多く行っています。ただ残念なのは、皆様の地域に、余り認知されていない事業も多いのではないのでしょうか。地域の方に認知していただくこ

とによって、「素晴らしいですね。がんばっていますね。応援しています。」と家族から、友人から声をかけていただくだけで、正直嬉しいものです。そのことで、誇りとやりがいを感じ、また頑張ろうという気運も湧いてくるのではないのでしょうか。そして、地域に協力の輪が広がり、ロータリー外の支援者ができるようになっていくと、さらにロータリー活動の地域貢献力が高まることは言うまでもありません。

以上、私の地区方針を掲げさせていただきます。これらの内容は、以前より皆様から頂いているご意見ばかりで、決して斬新なものではありません。又、各クラブでも、既上記のどれかに当てはまる素晴らしい事業に取り組みられています。しかし、どのような組織でも、現状維持で満足してしまうと徐々に衰退の方向になってしまいます。ロータリアンの皆さん、ご自身が実行したいと考える目標を掲げ、個々の光を集めて、その目標を照らしましょう。そうすることで、クラブはもとより、地域を、国を、さらには世界をも輝かせることができるのではないのでしょうか。この1年を素晴らしいものにしましょう。

## 2014-2015年度ガバナー 佐々木 善教 略歴

生年月日：1953年5月19日生

所属RC：松山北ロータリークラブ

職業分類：仏教

現住所：愛媛県松山市朝美2-5-12

趣味：ゴルフ、ワイン

最終学歴：1978年3月 大谷大学文学部卒業

1979年4月 高野山専修学院卒業

職歴：1982年5月7日

高野山妙法山 真光寺 住職 現在に至る

ロータリー歴：

1982年4月5日 松山北ロータリークラブ入会

1992～1993年度 松山北ロータリークラブ幹事

2003～2004年度 松山北ロータリークラブ会長

2006～2007年度 愛媛第 分区ガバナー補佐

2009～2010年度 地区新世代活動委員会委員長

その他：

2008年2月 マルチプル・ポール・ハリス・フェロー

2012年7月 米山功労者マルチプル

# 2014-2015年度

# 国際ロータリー第2670地区

# 地区組織図

国際ロータリー会長	
ゲイリー・C.K.ホアン	(台北)

諮問委員会	
松野 明	愛 (松山東)
井内 堯治	徳 (徳島)
須之内淳二	愛 (松山西)
三宅 洋三	香 (高松)
太田 英章	香 (高松南)
掛水 俊彦	高 (高知北)
桑原 信義	徳 (阿波徳島)
今井 正信	香 (観音寺)
飯 忠悟	愛 (今治)
稲山 三治	徳 (徳島)
豊田 章二	香 (高松南)
岡内 紀雄	高 (高知西)
亀井 義弘	愛 (松山)
美馬 精一	徳 (鴨島)
木村大 三郎	香 (高松西)
関 裕司	高 (高知)

地区歴代ガバナー	
三宅徳三郎	(1962-63)
	(1975-76)
宮本 哲	(1965-66)
宮崎 研一	(1967-68)
中川 昌一	(1970-71)
山中正二郎	(1971-72)
入交太兵衛	(1972-73)
今谷 健一	(1973-74)
渡部 兼雄	(1974-75)
福田 義郎	(1976-77)
高瀬浅次郎	(1977-78)
梶浦 暉一	(1978-79)
中島 源	(1979-80)
近藤 良一	(1980-81)
谷村 健助	(1981-82)
大見 正俊	(1982-83)
山田 静夫	(1983-84)
牟禮 米一	(1984-85)
濱川金兵衛	(1985-86)
松野 明	(1986-87)
秋原 茂	(1987-88)
三宅 俊三	(1988-89)
橋本 憲佳	(1989-90)
佐々木善堯	(1990-91)
	(1998-99)
井内 堯治	(1991-92)
阿河 正昭	(1992-93)
田村 俊久	(1993-94)
須之内淳二	(1994-95)
佐藤 成俊	(1995-96)
三宅 洋三	(1996-97)
吉村 雄治	(1997-98)
原 勝	(1999-00)
太田 英章	(2000-01)
掛水 俊彦	(2001-02)
	(2005-06)
松本 東	(2002-03)
桑原 信義	(2003-04)
今井 正信	(2004-05)
飯 忠悟	(2006-07)
稲山 三治	(2007-08)
豊田 章二	(2008-09)
岡内 紀雄	(2009-10)
亀井 義弘	(2010-11)
美馬 精一	(2011-12)
木村大 三郎	(2012-13)
関 裕司	(2013-14)

物故された方

直前ガバナー	
関 裕司	高 (高知)

ガバナーエレクト	
山田 戒乗	徳 (徳島)

地区内74RC

地区研修リーダー	
飯 忠悟	愛 (今治)

地区研修委員会委員	
木村大 三郎	香 (高松西)
関 裕司	高 (高知)

PETS・DTTS	
実行委員長 稲垣 健次	愛 (松山北)

地区研修・協議会	
実行委員長 稲垣 健次	愛 (松山北)
地区大会	
実行委員長 佐藤 康弘	愛 (松山北)

指名委員会	
木村大 三郎	香 (高松西)
美馬 精一	徳 (鴨島)
亀井 義弘	愛 (松山)
岡内 紀雄	高 (高知西)

青少年危機対策委員会	
青少年奉仕委員会カウンセラー	飯 忠悟
ガバナーエレクト	山田 戒乗
国際奉仕委員会委員長	門田 幹夫
国際奉仕委員会長期交換委員長	中村 裕司
国際奉仕委員会短期交換委員長	大島 浩輔
青少年奉仕委員会委員長	久保田 敦
青少年奉仕委員会インターアクト委員長	村上 佳孝
青少年奉仕委員会ローターアクト委員長	永井 東洋
青少年奉仕委員会ライラ委員長	荻田 智子
ガバナー選出クラブ会長	廣田富治男
ガバナー夫人	佐々木真実

規定審議委員会	
飯 忠悟	愛 (今治)
副 関 裕司	高 (高知)
太田 英章	香 (高松南)
豊田 章二	香 (高松南)
岡内 紀雄	高 (高知西)
亀井 義弘	愛 (松山)
美馬 精一	徳 (鴨島)
佐々木善教	愛 (松山北)

ロータリーの友	
地区代表委員 石川 浩	香 (高松南)

ガバナー	
佐々木善教	愛 (松山北)

ガバナー補佐	
徳島第 分区	高畠 勝己 (徳島)
徳島第 分区	古川 充 (脇町)
香川第 分区	加藤 和理 (高松西)
香川第 分区	高嶋 博 (坂出東)
高知第 分区	野村 栄一 (高知中央)
高知第 分区	前田健一郎 (高知西)
愛媛第 分区	白石 洋治 (今治)
愛媛第 分区	中野 英文 (松山東)

地区幹事	
代表幹事	泉 一郎 愛 (松山北)
副代表幹事	新矢 一 愛 (松山北)
副代表幹事	寺田 太郎 愛 (松山北)
ガバナー月信地区概況	山本 恒久 愛 (松山北)
クラブ奉仕	近藤陽一郎 愛 (松山北)
職業奉仕	野中 晃 愛 (松山北)
社会奉仕	天野 和久 愛 (松山北)
国際奉仕	藤村 淳 愛 (松山北)
青少年奉仕	久保田 敦 愛 (松山北)
ロータリー財団	向井 忠彰 愛 (松山北)
米山記念奨学	眞鍋 清 愛 (松山北)
広報・IT	徳本 晃久 愛 (松山北)
会員増強	柏原 大蔵 愛 (松山北)

地区会計	
会計長	大野 弘之 愛 (松山北)
副会計長	大西 聡一 愛 (松山北)

(財)ロータリー米山記念奨学会	
理 事	須之内淳二 愛 (松山西)
評 議 員	稲山 三治 徳 (徳島)

米山記念奨学委員会	
須之内淳二	愛 (松山西)
小川 仁	愛 (道後)
泊 健一	徳 (徳島)
高木 博代	徳 (徳島)
田中 伸廣	徳 (鳴門)
秋山 佳弘	香 (丸亀東)
大西 均	香 (高松)
国東 宣之	香 (高松)
植田 誠司	高 (香長)
吉村 貴志	高 (高知)
松木 徹夫	愛 (今治)
村上 修三	愛 (今治)



職業奉仕委員会	
稲山 三治	徳 (徳島プリンス)
新田 敏晴	愛 (伊予三島)
疋田 孝文	徳 (徳島プリンス)
河添 雄輔	高 (高知北)
詫間 行芳	香 (高松南)

社会奉仕委員会	
岡内 紀雄	高 (高知西)
灘波 順一	香 (高松)
古家 敏弘	香 (高松西)
古谷 博	高 (高知中央)
田部井優介	愛 (松山南)

クラブ奉仕委員会	
今井 正信	香 (観音寺)
池田 彰	愛 (道後)
廣川 公利	徳 (美馬)
葛石 智	香 (善通寺)
掛水洋一郎	高 (高知北)

青少年奉仕委員会	
飯 忠悟	愛 (今 治)
久保田 敦	愛 (松山北)
(インターアクト)	
村上 佳孝	徳 (阿波徳島)
大泉真二郎	徳 (阿波池田)
木下 満広	徳 (阿波池田)
山内 浩司	徳 (美 馬)
榎野 孝	徳 (阿波徳島)
三好 亘	徳 (美 馬)
中村 秀樹	香 (高 松)
川口 聖弘	香 (高 松)
門田 義仁	高 (仁 淀)
近藤 康敏	愛 (今 治南)
阿部 真弓	愛 (今 治)
日田 良介	愛 (八幡浜)
(ローターアクト)	
永井 東洋	愛 (伊 予)
森脇 康之	徳 (徳島プリンス)
熊田 浩	香 (高松南)
西澤 史生	高 (高知西)
(ライラ)	
荻田 智子	香 (高松北)
副 米山 徹太	愛 (松 山)
森 廣一	徳 (美 馬)
藤原 賢治	徳 (徳島プリンス)
濱田 吉隆	香 (高松グリーン)
森田 康子	高 (高知東)
篠原 成行	愛 (北 条)
深見 邦芳	愛 (松 山)
猪野恵一郎	愛 (松山南)
(新世代)	
高岡 淳	愛 (伊予三島)
中島 佳文	徳 (阿 南)
矢野 泰弘	香 (観音寺東)
井上 孝志	高 (高知西)
深見 邦芳	愛 (松 山)

国際奉仕委員会	
太田 英章	香 (高松南)
門田 幹夫	高 (高知南)
(長期交換)	
中村 裕司	高 (高 知)
副 藤村 育雄	香 (観音寺)
美馬 秀夫	徳 (徳 島)
永野 健生	高 (高知東)
斉藤 嘉一	高 (高知西)
瀬野 長久	愛 (今 治南)
泉 圭一	愛 (伊 予)
藤村 淳	愛 (松山北)
(短期交換)	
大島 浩輔	徳 (徳島プリンス)
森住 博	徳 (徳島北)
大平 正大	徳 (鴨 島)
尾崎 勝	香 (高松東)
請川 慈憲	香 (善通寺)
清水 敏博	高 (高知ロイヤル)
黒岩 猛	高 (高知北)
星加 裕史	愛 (西 条)
高橋 伸定	愛 (松 山)
(世界社会奉仕)	
森本奈津子	徳 (徳島南)
伊勢 英利	徳 (鴨 島)
新谷五十雄	香 (坂出東)
篠田日出海	香 (高松南)
Masoud Sobhani	香 (高松南)
森光 恵三	高 (高知西)
板脇 ゆか	愛 (今 治)
横内 文行	愛 (川之江)

拡大カウンセラー	
関 裕司	高 (高 知)
木村大三郎	香 (高松西)
美馬 精一	徳 (鴨 島)

長期ビジョン検討委員会	
工藤 弘幸	徳 (鴨 島)
野口 一臣	香 (高松西)
森本 征彦	高 (高 知)

会員増強・維持・退会防止委員会	
関 裕司	高 (高 知)
高畠 勝己	徳 (徳島プリンス)
古川 充	徳 (脇 町)
加藤 和理	香 (高松西)
高嶋 博	香 (坂出東)
野村 栄一	高 (高知中央)
前田健一郎	高 (高知西)
白石 洋治	愛 (今 治)
中野 英文	愛 (松山東)

財務委員会	
佐々木 久	徳 (鴨 島)
渡部 浩三	愛 (松 山)
松岡 宣明	高 (高 知)

広報・IT委員会	
桑原 信義	徳 (阿波徳島)
徳本 晃久	愛 (松山北)
豊田 真二	徳 (徳 島)
越智 繁彬	香 (高松南)
久保 英明	高 (高知南)

RI会長賞地区選考委員会	
木村大三郎	香 (高松西)
関 裕司	高 (高 知)
佐々木善教	愛 (松山北)
山田 戒乗	徳 (徳 島)

ロータリー財団委員会	
豊田 章二	香 (高松南)
阿部 榮次	徳 (徳島南)
副 赤松 昭信	香 (高松北)
(資金管理)	
堀 祥二	香 (高松南)
副 大寺 健司	徳 (徳島南)
(補助金・VTT)	
山野 知禎	徳 (徳島南)
副 青木 博美	徳 (美 馬)
花岡 通子	香 (坂出東)
上田 仁	高 (高知ロイヤル)
川中 大輔	愛 (松山南)
(資金推進)	
山崎広一郎	高 (高 知)
副 佐藤 允男	徳 (徳 島)
(奨学金・学友・平和フェロー)	
名本二六雄	愛 (松 山)
副 石橋 和典	愛 (松 山)
(ポリオ・プラス)	
田中 弘之	香 (高松南)
副 三倉 孝文	徳 (鴨 島)

(注記)  
 カウンセラー 委員長 小委員長  
 、等の表記は、経験年数を表す



## ロータリーとは...

ロータリーは、事業および専門職務に携わる人々の世界的奉仕団体です。ロータリーは、人道的な奉仕を行い、あらゆる職業において高度の道徳的水準を守ることを奨励し、世界理解と平和を目指して尽力しています。

ロータリーは、世界で最初の奉仕クラブです。最初のロータリー・クラブは、1905年2月23日に、米国イリノイ州シカゴで創立されました。

ロータリーは、世界の殆どの国にあり、奉仕の熱意溢れる、およそ120万以上の男女会員が28,000以上のロータリー・クラブに所属しています。

ロータリアンは、毎週、例会を開いて、親睦を深め、地域社会や国際社会にとって重要な問題について興味深く有益なプログラムを楽しんでいます。会員は、推薦制度によって入会し、その会員組織は地域社会の横断面となっています。

ロータリアンは、多種多様な人道的プログラム、教育プログラム、文化交流プログラムを計画、実施し、地域社会と世界中の人々の生活を向上させています。

ロータリーには、ロータリー財団があり、国際親善奨学金、文化交流、大小さまざまな人道的プロジェクトに、毎年、米貨約9,000万ドルを充て、数百万人の人々の生活の質を向上させています。ロータリーは世界でも国際的教育奨学金を支給している最大の民間団体として広く認められています。

# 2014～2015年度 クラブ運営方針

鴨島ロータリークラブ会長  
河野利英

鴨島ロータリークラブは、1959年（昭和34年）に徳島ロータリークラブのスポンサーにより発足し、今年度で56周年を迎えることとなりました。半世紀を超える永きにわたり、当クラブを運営してこられましたのも、諸先輩の皆様方のご尽力の賜物だと心より深く感謝申し上げます。

このたび、歴史と伝統のある鴨島ロータリークラブ会長の大役を仰せつかり、責任の重大さを痛感し身の引き締まる思いです。

私はロータリアンとしての経験も知識も未熟ではありますが、池北幹事並びに会員の皆様方のご協力のもと精一杯のクラブ運営に努めてまいりますので、是非ともご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

2014～2015年度国際ロータリーのテーマは「ロータリーに輝きを」（ゲイリーC.K. ホアン）です。ロータリーの奉仕を人々と分かち合い、クラブをより強力なものとし、地域社会でロータリーの存在感を高めることで、ロータリーに輝きをもたらしたいとのことです。

2014～2015年度2670地区ガバナー方針で佐々木善教ガバナーは、「個々の光で一隅を照らし、共に世界を輝かそう」の地区テーマを掲げられました。自分自身の置かれたその場所や立場で出来る最善を尽くせば、一人ひとりが光輝く人間となり、さらに明るく照らされた社会を実現することができるのではないか、このような心豊かな人々が集まれば、地域社会を、日本を、さらには世界を輝かせることができると思うとのことです。

これらのテーマから、今年度私達鴨島ロータリークラブも地域社会での存在感を高めるために、いかなる方策を実施すればよいのか、よく考えて実行して行きたいと思っています。

また松山地区大会には、多くの皆様の参加をいただきより一層親睦を深めたいと思います。

この一年、皆様のご協力により、楽しいクラブ運営ができますようよろしくお願い申し上げます。

# 年間行事予定表

2014年7月～10月

	日 付	プ ロ グ ラ ム	公 式 行 事
2014年 7月	1日(火曜日)	クラブアッセンブリー(新年度目標)	定例理事会
	8日(火曜日)	クラブアッセンブリー(新年度目標)	5日第1回地区米山奨学委員会
	15日(火曜日)	新旧役員歓送迎会(夜間例会)	家族会 17日短期交換受入学生帰国
	22日(火曜日)	卓話(割石恭市)	17日阿南南RC39周年 20日阿南中央RC10周年
	29日(火曜日)	卓話(大掠誠治)	
	8月 会員 増強 及び 拡大 月間	5日(火曜日)	クラブフォーラム(美馬精一 会員増強退会防止委員長)
12日(火曜日)		休会(盆休み)	
19日(火曜日)		卓話(千葉俊治)	
26日(火曜日)		卓話(有持 護)	
9月 新世 代の ため の 月 間	2日(火曜日)	クラブフォーラム(園木美功 青少年奉仕委員長)	定例理事会 7日会員増強地区セミナー
	9日(火曜日)	卓話(阿部光仁)	7日ロータリー財団地区セミナー
	16日(火曜日)	卓話(三倉啓子)	14日脇町RC50周年
	23日(火曜日)	休会(秋分の日)	
	30日(火曜日)	卓話(横田賢二)	
10月 職 業 奉 仕 月 間	7日(火曜日)	ガバナー補佐訪問	定例理事会 4日宿毛RC50周年
	14日(火曜日)	クラブフォーラム(坂東 謙 職業奉仕委員長)	18日今治RC80周年
	21日(火曜日)	卓話(大木栄二)	
	28日(火曜日)	ガバナー公式訪問	

2014年11月～2015年2月

	日 付	プ ロ グ ラ ム	公 式 行 事
11月 ロ ー タ リ ー 財 団 月 間	4日(火曜日)	クラブフォーラム(木村精伯 ロータリー財団委員長)	定例理事会
	11日(火曜日)	卓話(麻植康夫)	
	18日(火曜日)	卓話(浜村孝典)	16日丸亀東RC40周年
	25日(火曜日)	卓話(近藤良樹)	22日東予RC40周年
12月 家 族 月 間	2日(火曜日)	クラブアッセンブリー(上期反省)	定例理事会
	9日(火曜日)	クラブアッセンブリー(上期反省)	
	16日(火曜日)	クリスマス例会	家族会
	23日(火曜日)	休会	
	30日(火曜日)	休会	
2015年 1月 ロ ー タ リ ー 理 解 推 進 月 間	6日(火曜日)	クラブアッセンブリー(下期課題)	定例理事会
	13日(火曜日)	卓話(大内 勉)	
	20日(火曜日)	卓話(尾崎拓一)	
	27日(火曜日)	卓話(岡田和廣)	
2月 世 界 理 解 月 間	3日(火曜日)	クラブフォーラム(正木美帆 世界社会奉仕委員長)	定例理事会
	10日(火曜日)	卓話(木村秀樹)	14日(土)IM (徳島第・分区合同IM)
	17日(火曜日)	クラブアッセンブリー(創立記念例会準備)	21日高松中央RC30周年
	24日(火曜日)	創立56周年記念例会	

2015年3月～6月

	日 付	プ ロ グ ラ ム	公 式 行 事
3月 世界ロータリー アクト月間	3日(火曜日)	クラブフォーラム(伊勢英利 国際奉仕委員長)	定例理事会
	10日(火曜日)	卓話(工藤弘幸)	
	17日(火曜日)	卓話(鈴木率雄)	
	24日(火曜日)	クラブフォーラム(園木美功 青少年奉仕委員長)	子供俳句表彰式
	31日(火曜日)	卓話(埜口 稔)	
4月 雑 誌 月 間	7日(火曜日)	クラブフォーラム(福永隆子 雑誌委員長)	定例理事会
	14日(火曜日)	卓話(外村英雄)	17日～18日 地区大会(愛媛)
	21日(火曜日)	卓話(長野宏一郎)	
	28日(火曜日)	卓話(三倉孝文)	
5月	5日(火曜日)	休会	
	12日(火曜日)	クラブフォーラム(阿部須美子 社会奉仕委員長)	定例理事会
	19日(火曜日)	卓話(矢田健二)	16日宇和島RC75周年 17日徳島RC80周年
	26日(火曜日)	卓話(糸田川誠也)	21日～24日第37回ライラセミナー(香川) 24日松山西RC50周年
6月 親 睦 活 動 月 間	2日(火曜日)	卓話(高橋 収)	定例理事会
	9日(火曜日)	卓話(田村雅夫)	5日(金)～8日(月) 国際大会(サンパウロ)
	16日(火曜日)	卓話(河野佳代)	
	23日(火曜日)	クラブアッセンブリー(本年度の反省)	
	30日(火曜日)	クラブアッセンブリー(本年度の反省)	

# ク ラ ブ 概 況

幹 事 池 北 隆 昭

名 称 鴨島ロータリークラブ

所在地等 〒776-0010 徳島県吉野川市鴨島町鴨島471 - 2  
セントラルホテル鴨島内  
TEL : 0883-24-8989 FAX : 0883-24-9008  
事務局担当 : 岡田 佳子  
インターネットホームページ : <http://www.kamojima-rc.jp>

例 会 〒776-0010 徳島県吉野川市鴨島町鴨島471 - 2  
セントラルホテル鴨島  
TEL : 0883-24-8989  
毎週火曜日 12 : 00開場、12 : 30点鐘、13 : 30閉会点鐘

## 沿 革

1959年 6 月17日	徳島ロータリークラブのスポンサーにより、R I第365地区の仮クラブとして発足。
1959年 7 月 1 日	R I本部より 6 月30日承認を受け、翌 7 月 1 日 R I 第368地区所属クラブとして設立。
1959年11月25日	徳島西クラブ及び阿南クラブとの3クラブにて、連合チャーター伝達式を徳島市新町体育館にて開催。
1970年 7 月 1 日	地区分割により、第367地区所属クラブとなる。
1977年 7 月 1 日	地区編成改編により、第267地区所属クラブとなる。
1991年 7 月 1 日	地区編成改編により、第2670地区所属クラブとなる。
2009年 6 月21日	創立50周年記念式典、祝賀会開催
2011年 7 月 1 日	2011-2012年度 国際ロータリー第2670地区 美馬精一ガバナー輩出

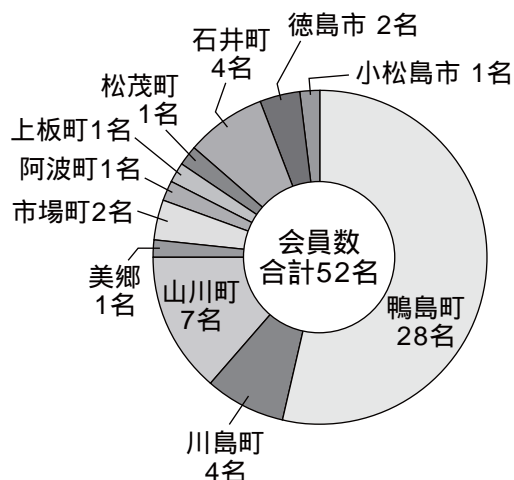
## 会員状況 (2014年7月1日現在)

### 会員数

正会員	52名
名誉会員	3名

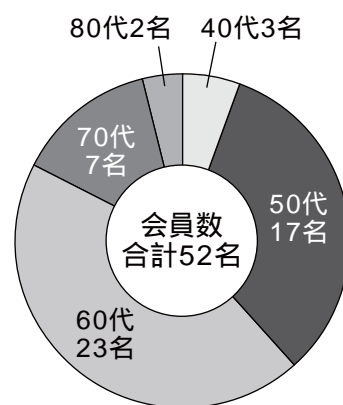
### 会員地域分布

吉野川市	鴨島町	28名
	川島町	4名
	山川町	7名
	美郷	1名
阿波市	市場町	2名
	阿波町	1名
板野郡	上板町	1名
	松茂町	1名
名西郡	石井町	4名
徳島市		2名
小松島市		1名



### 会員年齢概要

平均年齢	61歳
最年長	82歳
最年少	43歳
年齢層	
30代	0名
40代	3名
50代	17名
60代	23名
70代	7名
80代	2名



平均在会年数 15年

### 昨年度中の会員推移

昨年度中の新会員	0名
昨年度中の退会会員	1名

## 他クラブとの連携

### フィリピン セントラル・タルラック・ロータリークラブ

1979年 1月30日に姉妹クラブ締結。  
以後、毎年のように友好交流有り。

### フィリピン ビガン・ロータリークラブ

2010年 7月5日に姉妹クラブ締結。  
以後、毎年のように友好交流有り。

### 近隣ロータリークラブ



### 第35期以降の歴代会長幹事及び会員数推移

期	年 度	会 長	幹 事	会員数
第35期	1993～1994	割石恭市	高田稔	44
第36期	1994～1995	原田良樹	工藤弘幸	44
第37期	1995～1996	河野恒巳	木村秀樹	46
第38期	1996～1997	松永豊	田村雅夫	46
第39期	1997～1998	高田稔	大棕誠治	46
第40期	1998～1999	長野宏一郎	島勝伸一	43
第41期	1999～2000	工藤弘幸	麻植康夫	43
第42期	2000～2001	木村秀樹	山根正伍	42
第43期	2001～2002	田村雅夫	大内勉	44
第44期	2002～2003	大棕誠治	十川敬	42
第45期	2003～2004	麻植康夫	岡田和廣	41
第46期	2004～2005	山根正伍	横田賢二	42
第47期	2005～2006	大内勉	三倉孝文	50
第48期	2006～2007	十川敬	坂東謙	50
第49期	2007～2008	岡田和廣	山口浩志	49
第50期	2008～2009	横田賢二	矢田健二	54
第51期	2009～2010	三倉孝文	伊勢英利	53
第52期	2010～2011	坂東謙	七條勝美	51
第53期	2011～2012	矢田健二	木村精伯	51
第54期	2012～2013	伊勢英利	正木美帆	53
第55期	2013～2014	木村精伯	大木栄二	53
第56期	2014～2015	河野利英	池北隆昭	52

### 会費

#### 会費等

入会金：30,000円

会費：年会費200,000円

半期100,000円ごと徴収

ビジター会費：2,000円

# 鴨島ロータリークラブ理事役員

2014年～2015年度(平成26年7月～27年6月)

( 理事 役員 )

理事	役員	役 職	委 員 長	副委員長	委 員	委 員	
		会 長	河野 利英				
		副 会 長	大平 正大				
		幹 事	池北 隆昭				
		副 幹 事	阿部須美子				
		会 計	浜村 孝典				
		S A A	矢田 健二	伊勢 英利	工藤 弘幸	三倉 孝文	
		クラブ奉仕委員会	大平 正大	木村 長年	山内 正晴		
		職業奉仕委員会	坂東 謙	山根 正伍	大木 栄二		
		社会奉仕委員会	阿部須美子	千葉 俊治	土橋 孝之		
		国際奉仕委員会	伊勢 英利	工藤 弘幸	佐々木 久		
		青少年奉仕委員会	園木 美功	割石 恭市	河野 佳代		
		ロータリー財団委員会	木村 精伯	麻植 康夫	鈴木 率雄		
		米山記念奨学委員会	美馬 紀章	横田 賢二	木村 秀樹		
		出席委員会	三倉 啓子	筒井 祥泰	三倉 孝文		
		親睦委員会	大内 勉	河野 佳代	麻植 康夫	十川 敬	
		職業分類委員会	岡田 和廣	筒井 直典	有持 護		
		会員増強・維持・退会防止委員会	美馬 精一	矢田 健二	大内 勉		
		会員選考委員会	阿部 光仁	三木 亨	一宮 良光		
		ロータリー情報委員会	高橋 収	松家健二郎	平山 昌俊		
		プログラム委員会	十川 敬	山内 正晴	三倉 啓子		
		クラブ会報委員会	大椋 誠治	田村 雅夫	馬淵 厚至		
		雑誌委員会	福永 隆子	長野宏一郎	糸田川誠也		
		環境保全委員会	外村 英雄	埜口 稔	近藤 保仁		
		世界社会奉仕委員会	正木 美帆	近藤 良樹	横田 賢二		
		クラブ広報委員会	尾崎 拓一	岡田 和廣	木村 秀樹		

# 委員会運営方針

## 会 計

委員長 浜村 孝典

昨年、初めてロータリークラブに入会し早一年、ようやくロータリーの本質とすばらしさを実感するようになりました。今年度もクラブ規則に則り、厳正な会計処理を行いたいと思います。

日々の資金管理を適正に行うとともに収支の状況を逐次記録し、月次の収支管理表を作成することで、適宜、財務状況を理事会・会長・幹事に報告いたします。

今後とも、皆様のご指導、ご協力をよろしくお願いいたします。

---

## SAA

委員長 矢田健二

副委員長 伊勢 英利

委員 工藤 弘幸、三倉 孝文

SAAの役割としては、例会が楽しく正しく運営されるよう、心がける事と考えます。

例会での食事中は会員相互のなごやかな交流を促すとともに、卓話者が気持ちよく話せるよう運営したいと思います。

また、誕生日や結婚記念日、その他のニコニコ受付もSAAの役割となります。

ニコニコはロータリー財団や米山奨学会の寄付と違い、その用途が限定されていない、クラブの自由な奉仕活動をする上で大切な財源となります。

多くの会員のニコニコを歓迎します。皆様のご協力をどうかよろしくお願い致します。

---

## クラブ奉仕委員会

委員長 大平 正大

副委員長 木村 長年

委員 山内 正晴

クラブ奉仕委員会は、各委員会との連携を図り、会員皆様の協力の下、クラブ運営が円滑に進むように取り組んで参ります。

全会員が積極的にクラブ活動に参加していただき、クラブの活性が図れるようご協力をお願いいたします。

## 職業奉仕委員会

委員長 坂東 謙  
副委員長 山根 正伍  
委員 大木 栄二

ロータリークラブは企業経営者、専門職の集まりであり、お互いに自らの人格と職業倫理の更なる向上に努めるのが「職業奉仕」の基本です。

またロータリーの目的の中にも「職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものとする」とあります。

職業奉仕の基本を理解し、本年度も個人だけではなくクラブ会員全員の協力による職業奉仕が実践できるような委員会活動を目指したいと考えています。

ご協力をよろしくお願い致します。

---

## 社会奉仕委員会

委員長 阿部須美子  
副委員長 千葉 俊治  
委員 土橋 孝之

奉仕の第三部門であります社会奉仕は、クラブの所在地域内又は行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。と記されているよう地域で望まれる奉仕を実践に移すよう努力してまいりたいとおもいます。

又、当クラブの継続事業であります、小児糖尿病の治療を目指して活躍されている徳島つぼみの会の理解と援助、および植樹や花壇造り等、環境保全に活動されている高校生への激励と援助を、今年度も実施したいと思っています。会員の皆様のご協力を宜しくお願い致します。

---

## 国際奉仕委員会

委員長 伊勢 英利  
副委員長 工藤 弘幸  
委員 佐々木 久

ロータリーにおける奉仕活動の中で最も美しい花だと言われる国際奉仕は、ロータリーの第4奉仕部門であり、国際理解、親善、平和を維持するために実施する全ての活動を言います。

この1年間、皆様のご指導ご協力をお願いいたします。

## 青少年奉仕委員会

委員長 園木 美功  
副委員長 割石 恭市  
委員 河野 佳代

奉仕の第五部門である青少年奉仕(2014年から新世代奉仕～青少年奉仕に変更)は、「指導力養成活動、社会奉仕プロジェクト、及び国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深める交換プログラムを通じ、青少年や若者によって好ましい変化がもたらされること」などが期待されていますが、当クラブの現行の活動であります中学生俳句の表彰、障害者(児)休日サポート・ビバノンノンの活動支援に加え、インターアクト・ローターアクト設立まではいかなくても、他クラブの活動状況など幅広く情報収集しながら、身近なところから活動の場を広げていければと思っていますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

---

## ロータリー財団委員会

委員長 木村 精伯  
副委員長 麻植 康夫  
委員 鈴木 率雄

鴨島ロータリークラブでは、直前会長が、ロータリー財団委員長に選任されています。この一年で、ロータリー財団の組織と使命を少しでも勉強し、理解して行きたいと思います。

また、昨年に引き続き、ロータリー財団の2本の柱である、地区補助金とグローバル補助金を活用する事業を進めて行くように、河野利英会長から指示がありました。

地区補助金については、小児糖尿病つばみの会が行う、サマーキャンプに対する支援として、申し込みを既に、伊勢英利直前委員長が行って来ております。

グローバル補助金につきましても、伊勢直前委員長はじめ、理事の皆様を中心にご協力を頂きながら、進めて行く予定でございますので、皆様の益々のご理解、ご協力の程、宜しく願い申し上げます。

## 米山記念奨学委員会

委員長 美馬 紀章  
副委員長 横田 賢二  
委員 木村 秀樹

ロータリー米山記念奨学事業とは全国のロータリアンからの寄付金を財源として日本で学ぶ外国人留学生のため奨学金を支給し支援する国際奨学事業です。日本のロータリーの創始者米山梅吉翁の偉業を記念し後世に残るような有益な事業をたちあげたいと1952年東京ロータリークラブが発表したのが米山基金の構想の始まりでそれから60年にわたって受け継がれている事業です。

将来日本と世界とを結ぶ「架け橋」となって国際社会で活躍しロータリー運動のよき理解者となる人材を育成する事を使命としており、これがロータリーの目指す交際理解の推進そのものです。

私自身もロータリー初心者でこの事業について勉強させて頂き、会員の皆様からもこの事業の意義にご賛同頂き少しでも多くのご寄付をいただけますよう働きかけていきたいと考えております。微力ではございますが1年間よろしくお願いいいたします。

---

## 出席委員会

委員長 三倉 啓子  
副委員長 筒井 祥泰  
委員 三倉 孝文

ロータリークラブは、会員間の親睦を前提として活動されるものであり、そのため、クラブ例会に出席することが会員の最たる重要な義務であるとされております。そして、例会の場を通じて、全ての会員間において、より広範な親睦と活発な活動が行われる原点になると思います。その目的を達するため、皆様の御協力のもとで、高い出席率を目指してゆきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひ致します。

---

## 親睦委員会

委員長 大内 勉  
副委員長 河野 佳代  
委員 麻植 康夫、十川 敬

親睦委員長は、入会より日の浅い会員が務めるものと思っておりました。しかし、入会17年目にし、再び役(厄?)が回ってきました。先日、地区協議会のある委員会で、クラブを活性化し退会を防止するには老若男女を問わずいろんな役を与えることと言っていました。心を新たにして一年間務めていきたいと思ひます。

十数年前と比較し、1. 会員数が増え身動きがとりにくくなった。2. 会員の高齢化で活動性が低下した。3. 委員長がおとなしかった。などの原因か、親睦会の回数が減っているように思われます。活発に活動したいと考えていますのでご協力よろしくお願ひいたします。乾杯。

## 職業分類委員会

委員長 岡田 和廣  
副委員長 筒井 直典  
委員 有持 護

職業分類の考えはロータリークラブ創設の初期からあり、この様なクラブとしてはかなり特徴的なものです。同業種を避けるというのは、まずはクラブ内の利害のない親睦のために必要な事とされていたようです。以前とは違い、現在では幾分緩和された規則ではありますが、職業分類は職業奉仕との関連も含めて、未だに重要な観念であると思います。「ロータリーの目的」や「四つのテスト」のガイドと考え合わせて、運営してゆきたいと思います。

---

## 会員増強・維持・退会防止委員会

委員長 美馬 精一  
副委員長 矢田 健二  
委員 大内 勉

クラブがたえず活性化し、ロータリー活動をより活発化するためには、新しい若い会員を獲得する必要があります。

会員増強活動は、当年度の会長、幹事、会員増強委員長だけが行うものではありません。全会員が、会員増強の必要性を感じとり行動するものと思います。私達ロータリアンは誰もがかつて誰かの推薦を受けロータリアンになったのです。是非この機会にロータリアンに相応しい方のご推薦をお願いいたします。

家族、親類、縁者、友人、近隣の人々  
仕事を通じての、同業者及び、関係業者の人達  
スポーツ、趣味、同好会の友人  
女性、地域ボランティア活動グループ、J C、etc.

地域の奉仕活動に理解を示す人材を多方面に求めたいと思います。ご協力よろしくお願いいたします。

---

## 会員選考委員会

委員長 阿部 光仁  
副委員長 三木 亨  
委員 一宮 良光

人を選ぶのは難しいので、選考は苦手です。

推薦してもらって、他の選考委員と相談して、入会して頂くなら、私でもできると思います。新しいメンバーの紹介を、宜しく申し上げます。

## ロータリー情報委員会

委員長 高橋 収  
副委員長 松家健二郎  
委員 平山 昌俊

ロータリー活動に関する情報は、国際RC、国際RC第2670地区ガバナー事務所、鴨島RCの各ホームページ、ロータリーの友、ガバナー月信、鴨島RC週報から得ることができます。会員の皆様のロータリーライフをより充実させるために、それ以上の情報を発信できればと考えています。

---

## プログラム委員会

委員長 十川 敬  
副委員長 山内 正晴  
委員 三倉 啓子

会長の運営方針に沿って、有意義な例会になるように会員及び委員会と連携して会員の親睦を図り明るい例会に致したいと思っております。

活動内容

- 1, 会員が笑顔で息抜きの出来る楽しい卓話をしていただけるよう計画します。
  - 2, より多くの会員に出席して頂く為、いろいろな場所で例会を実施します。
  - 3, 会員の皆様にはロータリー以外の卓話をお願いし、最新情報を提供します。
- 会員の皆様のご協力よろしく申し上げます。
- 

## クラブ会報委員会

委員長 大塚 誠治  
副委員長 田村 雅夫  
委員 馬淵 厚至

1. ロータリーに関する情報や活動を地域の人達に知ってもらうことに努めます。
2. ロータリーは国際的な人道奉仕団体であり、200ヶ国余りの国と、34,000クラブから成り立っています。

それとロータリーの入会候補者(希望者)が、どのようにすれば入会への関心が高まるのかを、会員増強委員会とも協力し乍ら、この1年間頑張ります。



## 雑誌委員会

委員長 福永 隆子  
副委員長 長野宏一郎  
委員 糸田川誠也

日本でのロータリーの機関誌としては昨年1月で60周年を迎えた伝統ある雑誌です。ロータリアンの日頃の活動やら、物の着眼点やら、又ほのぼのとした、俳句、川柳やら、軽くて、薄い雑誌ですが、内容は豊富です。

『機関誌を、手から離さず、ロータリアン』読んで下さい。

---

## 環境保全委員会

委員長 外村 英雄  
副委員長 埜口 稔  
委員 近藤 保仁

温暖化による地球全体の環境の変化、又 中国よりの黄砂・大気汚染が叫ばれています今日、大きな事よりは先ず、足元の鴨島町の環境保全・美化に関心を持ち、行動を起こすことが肝心かと思っています。

会員皆様の御協力、宜しくお願い致します。

## 世界社会奉仕委員会

委員長 正木 美帆  
副委員長 近藤 良樹  
委員 横田 賢二

世界社会奉仕委員会の理念は、地球を一つの地域と考え、金銭や物資、マンパワーで経済的に恵まれない途上国からの要請に応じて、人道主義に基づく奉仕を行うことです。

プロジェクトの条件として

- 1、人道的なものであること
- 2、2カ国以上のロータリー加盟国のロータリアンが関与していること  
(例外あり)
- 3、参加国のうち1カ国はプロジェクト実施国であること

昨年度、鴨島RCではフィリピン・ビガンRCと「フィリピンの栄養失調児童への食糧援助プロジェクト」に取り組みました。

今年度、地区委員会から案内のあるプロジェクトは下記の4つです。

- 1、日本・2530地区 福島へ水を送る、mizu-kara project
- 2、フィリピン・3850地区 台風30号による甚大な被害を受けたバナイ島の小学校の修復
- 3、書き損じはがきやテレカを換金し、日本ユネスコ協会へ寄付
- 4、USA・7470地区(ニュージャージー) キャンプメリーハートの支援  
短期交換留学生在が8月に派遣される際、寄付金を寄贈。

今年度のRCのテーマは「ロータリーに輝きを」です。地区委員会の活動に協力すると共に、鴨島RCでもテーマに見合った活動内容を検討していきたいと思っております。みなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

---

## クラブ広報委員会

委員長 尾崎 拓一  
副委員長 岡田 和廣  
委員 木村 秀樹

本年は、前年に引き続き、クラブホームページの更新をし、出来れば会員専用ページも活用していきたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願い致します。

## 2014～2015年度 職業分類表

分 類	氏 名
正 会 員	
土 木 技 師	佐々木 久
燃 糸 機 械 製 造	木 村 長 年
道 路 建 設	山 内 正 晴
織 物 配 布	筒 井 直 典
病 院 経 営	美 馬 精 一
歯 科 医	近 藤 良 樹
内 科 医	鈴 木 率 雄
建 築 技 師	千 葉 俊 治
眼 科 医	糸 田 川 誠 也
貨 物 輸 送	工 藤 弘 幸
税 理 士	割 石 恭 市
道 路 建 設	木 村 秀 樹
鉄 骨 建 築	有 持 護
電 気 工 事	田 村 雅 夫
福 祉 機 器	長 野 宏 一 郎
皮 膚 科 医	高 橋 収
不 動 産	大 椋 誠 治
整 形 外 科 医	阿 部 光 仁
紙 加 工	山 根 正 伍
食 品 加 工	麻 植 康 夫
外 科 医	大 内 勉
砂 糖 製 造	岡 田 和 廣
耳 鼻 咽 喉 科 医	馬 淵 厚 至
石 油 販 売	十 川 敬
造 花 製 造	外 村 英 雄
軸 受 製 造	横 田 賢 二
薬 局	三 倉 孝 文
ス ピ ン ド ル 製 造	矢 田 健 二
電 力 供 給	園 木 美 功
レ ス ト ラ ン	平 山 昌 俊
印 刷 業	坂 東 謙
商 業 銀 行	浜 村 孝 典
建 築 材 料	松 家 健 二 郎
学 習 塾	池 北 隆 昭
畜 産	近 藤 保 仁

分 類	氏 名
エ ン ジ ニ ア	筒 井 祥 泰
林 業	河 野 利 英
酒 類 製 造	伊 勢 英 利
損 害 保 険 代 理 店	埜 口 稔
介 護 事 業	正 木 美 帆
食 品 流 通	三 木 亨
私 立 病 院	土 橋 孝 之
リ サ イ ク ル 業	木 村 精 伯
自 動 車 販 売	一 宮 良 光
宗 教	大 平 正 大
ビ ル メ ン テ ナ ン ス 業	阿 部 須 美 子
掛 軸 製 造 販 売	大 木 栄 二
生 命 保 険 代 理 店	福 永 隆 子
郵 便 事 業	河 野 佳 代
葬 祭 業	三 倉 啓 子
病 院 経 営	美 馬 紀 章
旅 客 輸 送	尾 崎 拓 一

名 誉 会 員	
ス ピ ン ド ル 製 造	矢 田 忠 利
砂 糖 製 造	岡 田 英 彦
石 油 販 売	松 永 豊

未 充 填	
外 科 医 院	貯 蓄 銀 行
精 神 病 院	建 築 機 械
木 材 配 布	ゴ ル フ 場
電 気 器 具 販 売	産 婦 人 科 医
和 菓 子 製 造	建 築
公 立 病 院	飼 料 配 布
贈 答 品 販 売	日 本 語 塾
農 業	飲 食 業

## 第2670地区 徳島第1、第2分区他クラブ例会場一覧表

	クラブ名	例会日	例 会 場	所 在 地	電 話 番 号・FAX
徳 島 第 一 分 区	阿 南	火	ホ テ ル 石 松 12：30～13：30	〒774-0030 阿南市富岡町トノ町113-3	Tel.0884-23-3988 Fax.0884-23-5002
	阿南中央	水	コートペール徳島ゴルフクラブ 12：30～13：30	〒779-1243 阿南市那賀川町みどり台1-1	Tel.0884-42-3441 Fax.0884-42-3443
	阿南南	木	ベイサイドホテル龍宮 12：30～13：30	〒774-0023 阿南市橘町幸田92-2	Tel.0884-27-2027 Fax.0884-27-2025
	小松島	金	総合結婚式場「おがわ」 12：30～13：30	〒773-0001 小松島市小松島町字外開7-1	Tel.0885-32-0205 Fax.0885-32-0445
	小松島南	水	キダブン花みづきホール 19：30～20：30	〒773-0001 小松島市小松島町領田10-1 キダブン内	Tel.0885-32-3123 Fax.0885-32-3129
	徳 島	水	徳島グランヴィリオホテル 12：30～13：30	〒770-0941 徳島市万代町3丁目5-1	Tel.088-611-5717 Fax.088-611-5735
	徳島北	月	ホテルグランドパレス徳島 12：30～13：30	〒770-0831 徳島市寺島本町西1-60-1	Tel.088-626-1111 Fax.088-626-4565
	徳島東	木	徳島ワシントンホテルプラザ 12：30～13：30	〒770-0923 徳島市大道1丁目61-1	Tel.088-655-6688 Fax.088-654-8689
	徳 島 プリンス	金	徳島グランヴィリオホテル 12：30～13：30	〒770-0941 徳島市万代町3丁目5-1	Tel.088-624-1111 Fax.088-669-4011
	徳島眉山	木	徳島グランドホテル偕楽園 12：30～13：30	〒770-0926 徳島市伊賀町1丁目8	Tel.088-665-2753 Fax.088-665-3919
徳 島 第 二 分 区	阿波池田	火	レストハウス ウエノ 12：30～13：30	〒778-0001 三好市池田町ウエノ3050-1	Tel.0883-72-3377 Fax.0883-72-6422
	御 所	金	セントラルホテル鴨島 12：30～13：30	〒776-0010 吉野川市鴨島町鴨島471-2	Tel.0883-24-8989 Fax.0883-24-9008
	鳴 門	月	テレビ鳴門ペガサスホール 12：30～13：30	〒772-0017 鳴門市撫養町立岩字四枚74番地	Tel.088-685-7101 Fax.088-685-2900
	鳴門中央	火	ホテルアド・イン鳴門 12：30～13：30	〒772-0002 鳴門市撫養町斎田字大堤5-5	Tel.088-685-1115 Fax.088-685-2226
	阿波徳島	金	阿波観光ホテル 12：30～13：30	〒770-0833 徳島市一番町3-16-3	Tel.088-622-5161 Fax.088-622-2857
	徳島中央	水	ホテルクレメント徳島 12：30～13：30	〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目61	Tel.088-656-3111 Fax.088-656-3338
	徳島西	火	ホテルクレメント徳島 12：30～13：30	〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目61	Tel.088-656-3111 Fax.088-656-3338
	徳島南	金	ホテルクレメント徳島 12：30～13：30	〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目61	Tel.088-656-3111 Fax.088-656-3338
	脇 町	木	ザ・ディステイノ 12：30～13：30	〒779-3610 美馬市脇町佐尾原1334番地	Tel.0883-52-3555 Fax.0883-52-3910
	美 馬	火	レストラン西岡 18：30～19：30	〒777-0001 美馬市穴吹町三島字小島862-4	Tel.0883-53-8575 Fax.0883-53-8550



## \*ロータリー・クラブ定款

### 第1条 定義

本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味をもつものとする。

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 細則：本クラブの細則
3. 理事：本クラブの理事会メンバー
4. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
5. RI：国際ロータリー
6. 年度：7月1日に始まる12カ月間

### 第2条 名称

本会の名称は、

鴨島ロータリー・クラブとする。  
(国際ロータリー加盟会員)

### 第3条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りとする。

〒776-0010 徳島県吉野川市鴨島町鴨島471 - 2  
セントラルホテル鴨島内  
TEL：0883-24-8989 FAX：0883-24-9008

### 第4条 綱領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある。

- 第1. 奉仕の機会として知り合いを広めること。
- 第2. 事業および専門職務の道德的水準を高めること。あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること。
- 第3. ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。
- 第4. 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

### 第5条 会合

#### 第1節 例会

- (a) 日および時間。本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。
- (b) 会合の変更。正当な理由ある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。
- (c) 取消。例会日が法定休日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。但し、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

第2節 年次総会。役員を選挙するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。

### 第6条 会員身分

第1節 全般的資格条件。本クラブは、善良な成人であって、職業上良い世評を受けている者によって構成されるものとする。

第2節 種類。本クラブの会員の種類は次の2種類、すなわち、正会員および名誉会員とする。

第3節 正会員。RI定款第5条第2節に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン。会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、被推薦者がかつて属していたクラブを退会するまたは退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない。本節の下に正会員に推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。

第5節 二重会員。同時に、本クラブと別のクラブにおいて、正会員になることはできない。いかなる人も本クラブにおいて、会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も、本クラブの正会員であると同時にローター・アクト・クラブの会員になることはできない。

\*国際ロータリー細則は、RIに加盟したロータリー・クラブが所定の標準ロータリー・クラブ定款を採択することと規定している。

## 第6節 名誉会員

- (a) 名誉会員の資格条件。ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの崇高な目的を永く支援することでロータリーの友人であるとみなされた人を本クラブの名誉会員に選挙することができる。かかる会員の身分の存続期間は、理事会によって決定されるものとする。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる
- (b) 権利および特典。名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権をもたないし、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しないが、本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は、他のクラブにおいては、いかなる権利または特典も認められないものとする。但し、例外として、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利はある。

第7節 公職に就いている人。一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

第8節 RIの職員。本クラブは、RIに雇用されている会員の会員身分を保持せしめることができる。

## 第7条 職業分類

### 第1節 一般規定

- (a) 主な活動。各会員は、その事業または専門職務に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する商社、会社または団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、または、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものでなければならない。
- (b) 是正または修正。理事会は、正当な理由がある場合、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。かかる是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告を与え、その会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

第2節 制限。5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを排除するものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

## 第8条 出席

第1節 一般規定。各会員は本クラブの例会に出席するべきものとする。会員が、例会に出席したものとみなされるには、例会の少なくとも60パーセントに出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

- (a) 例会の前後14日間。例会の定例の時の前14日または後14日以内に、
- (1) 他のロータリー・クラブまたは仮クラブの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。または、
  - (2) ローターアクト、インターアクト・クラブ、またはロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、仮ローターアクト、仮インターアクト・クラブまたは仮ロータリー地域社会共同隊、あるいは仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または、
  - (3) RI国際大会、規定審議会、国際協議会、RI元ならびに現役員のためのロータリー研究会、RI元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または、RI理事会またはRI理事会を代行するRI会長の承認を得て招集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RIの委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席すること。または、
  - (4) 他クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。または、
  - (5) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブがスポンサーした地域社会の行事や会合に出席および参加すること。または、
  - (6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。または、
  - (7) クラブのウェブサイトを通じて、平均30分の参加が義務づけられた相互参加型の活動に参加すること。

会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で例会に出席するならば、メイクアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のメイクアップとして有効とみなされる。

- (b) 例会時において。例会のときに、
- (1) 本節(a)項の(3)に挙げた会合の一つに出席のため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。または、
  - (2) RIの役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの用務に携わっている場合。または、
  - (3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの用務に携わっている場合。または、
  - (4) RIに雇用されている者が、ロータリーの用務に携わっている場合。または、

- (5) メークアップする機会が全く得られないような僻遠の地で、地区、RIまたはロータリー財団の提唱する奉仕事業に直接かつ現実に従事している場合。または、
- (6) 理事会が正当に承認したロータリー用務に従事していて、例会に出席できない場合。

第2節 転勤による長期の欠席。会員が転勤先で長期にわたって実際に業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意があれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第3節 理由のある欠席。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会承認の条件と事態に従った欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。
- (b) 一つまたはいくつかのロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第4節 RI役員の欠席。会員が現役のRI役員である場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

第5節 出席の記録。本条第3節 または第4節の下に出席規定の適用を免除された会員は、本クラブの出席率の算出に使う会員数に含まれない。その欠席も出席も出席率の算出に使わない。

## 第9条 理事および役員

第1節 管理主体。本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される理事会とする。

第2節 権限。理事会は全役員および全委員会に対して総括的支配力をもつものとし、正当な理由ある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第3節 理事会による最終決定。クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、会員身分の終結の決定に関しては、会員は第11条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか、仲裁または調停に訴えることができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして、当該例会のすくなくとも5日前に、当該提訴の予告が、幹事により、各会員に対して与えられていなければならない。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となる。

第4節 役員。クラブの役員は、会長、会長エレクト、1名または数名の副会長、幹事、会計、および会場監督とする。このうち、会長、会長エレクトおよび副会長は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計および会場監督は、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーであっても、またそうでなくても差し支えない。

第5節 役員選挙

- (a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。

- (b) 会長の任期。会長は、細則の定めるところに従って、就任する日の直前18カ月以上2年以内に、選挙し、選ばれた者は会長ノミニーを務めるものとする。会長ノミニーは、後任者の選挙が行われた後に会長エレクトの役職名が与えられるものとする。会長は、7月1日に就任し、1年間、または後任者が然るべく選挙されて適格となるまで、その職務に当たるものとする。

- (c) 資格条件。各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナー・エレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。会長エレクトが、ガバナー・エレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会に出席しない場合、あるいは、免除されても指定の代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任できないものとする。

## 第10条 入会金および会費

すべての会員は、細則の定める入会金および年会費を納入しなければならない。但し、第6条第4節に従い、本クラブの会員として受け入れられた、移籍する会員あるいは他クラブに属していた元会員は、2度目の入会金の納入を要しないものとする。

## 第11条 会員身分の存続

第1節 期間。会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 自動的終結

- (a) 会員の資格条件。会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。但し、
  - (1) 理事会は、会員が本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する場合、新しい地域社会にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになってもらうために1年を超えない期間を限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。但し、この場合、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である、
  - (2) 理事会は、本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する会員の会員身分を保持できる。但し、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である、また
- (b) 再入会。会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、終結時におけるその会員の身分が瑕疵なきものであれば、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。2度目の入会金を納めることを要しない。
- (c) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分の期間を更に延長することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

### 第3節 終結 会費不払

- (a) 手続。所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、理事会の裁量に従って当該会員の会員身分を終結して差し支えない。
- (b) 復帰。理事会は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、同人の以前の職業分類が本定款の第7条第2節に通っていない場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

### 第4節 終結 欠席

- (a) 出席率。会員は、
  - (1) 年度の各半期間において、メークアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも60パーセントに達していなければならない。
  - (2) 年度の各半期間に開かれた本クラブの例会総数のうち少なくともその30パーセントに出席しなければならない。会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することができる。
- (b) 連続欠席。会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第8条第3節もしくは第4節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメークアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

### 第5節 他の原因による終結

- (a) 正当な根拠。理事会は、いずれの会員も、本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合は、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。
- (b) 通知。本節(a)項の下に会員身分を終結する前に、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられて、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利をもつものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。
- (c) 職業分類の充填。本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結せしめた場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲介人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員のもっていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。

### 第6節 会員身分の終結に提訴、調停または仲介を求める権利

- (a) 通知。幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結させる決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。その会員は通告の日付後14日以内に、幹事

に対する書面をもって、クラブに提訴するか、調停を要請するか、もしくは第15条に定める仲介に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。

- (b) 提訴に対する聴聞の期限。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべきクラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられなければならない。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。
- (c) 調停もしくは仲介。調停もしくは仲介に使用される手続は第15条に規定された通りである。
- (d) 提訴。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となり、当事者すべてを拘束するものとなり、仲介を要求することはできない。
- (e) 仲介人または裁定人の決定。もし仲介が要求され、仲介人によって下された決定もしくは両仲介人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。
- (f) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、本節(a)項の規定に従い、会員はクラブに提訴するか仲介に訴えることができる。

第7節 理事会による最終決定。もしクラブに対する提訴も行われず、仲介も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。

第8節 退会。いかなる会員も、クラブからの退会申出は書面をもって行い(会長または幹事宛)、理事会によって受理されなければならない。但し、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

第9節 資産関与権の喪失。いかなる理由によるにせよ、本クラブの会員身分を終結した者は、すべて、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

## 第12条 地域社会、国家および国際問題

第1節 適切な課題。地域社会、国家および世界の一般福祉にかかわる公共問題の功罪は、本クラブの会員にとって関心事であり、会員の啓蒙となり各自が自己の意見を形成するうえで、クラブ会合における公正かつ理解を深める研究および討議の対象として適切な課題というべきである。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

第2節 支持の禁止。本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

### 第3節 政治的課題の禁止

- (a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、決議ないし見解を、採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して行動を起こしてはならない。
- (b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配付してはならない。



第4節 ロータリーの発祥を記念して。ロータリーの創立記念日(2月23日)の週は、世界理解と平和週間と呼称する。この1週間は、本クラブはロータリーの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で、平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

## 第13条 ロータリーの雑誌

第1節 購読義務。RI細則に従って、本クラブがRI理事会によって、本条規定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限りRIの機関雑誌またはRI理事会から本クラブに対して承認並びに指定されている地域的なロータリー雑誌を購読しなければならない。購読の期間は、6カ月を1期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1期中途で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

第2節 購読料。購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、RIの事務局またはRI理事会の指定によって購読することとなった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

## 第14条 綱領の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、定款・細則の印刷物を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

## 第15条 仲介および調停

第1節 意見の相反。理事会の決定に関して以外、その他何事によらず、これらの場合のために規定されている手続によっては満足に解決できない意見の食い違いが、現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員または理事会との間に起こった場合は、その問題は、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停によって裁定を行うか仲介によって解決をはかるものとする。

第2節 調停または仲介の期限。調停または仲介の場合、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲介の要請を受理してから21日以内に行われるよう、調停または仲介の日取りを決定しなければならない。

第3節 調停。このような調停の手続きは、国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって承認されたものであるか、または代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたものであるか、または国際ロータリー理事会もしくはロータリー財団管理委員会が定めた指針文書によって勧められるものとする。調停人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有するロータリー・クラブの会員を任命するよう地区ガバナーもしくはガバナーの代表者に要請することができる。

(a) 調停の結果。調停によって当事者同士が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者ならびに調停人がその記録をそれぞれ保管するものとする。さらに、理事会にも記録を1部提出し、幹事がそれを保管するものとする。ク

ラへの報告のために、当事者が承諾できる結果に関する要約文を作成するものとする。当事者の一方が調停内容を十分に履行しなかった場合、もう一方は会長または幹事を通じて、更に調停を要請することができる。

(b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲介に訴えることができる。

第4節 仲介。仲介が要求された場合、両当事者はそれぞれ1名の仲介人を指定し、両仲介人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲介人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることができる。

第5節 仲介人または裁定人の決定。もし仲介が要求され、仲介人によって合意に達した決定もしくは、両仲介人が意見の一致を見なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。

## 第16条 細則

第1節 本クラブは、RIの定款・細則、RIによってRIの管理上の地域単位が認められている場合にはその手続規則、および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定められているところにしたがって時々改正することができる。

### 第2節 入会金の免除

個性のあるクラブ作り、また将来性豊かな若手の入会を促進する為、下記の場合に新規の入会者は入会金3万円を免除することができる。

親子で入会の場合

夫婦で入会の場合

35歳以下の入会の場合

以上

## 第17条 解釈の仕方

「郵便」、「郵送」および「郵便投票」の用語は、経費を節約し応答を頻繁にするために、電子メール(Eメール)およびインターネット・テクノロジーの活用を含むものとする。

## 第18条 改正

第1節 改正の方法。本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。その方式については、RI細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

第2節 第2条と第3条の改正。定款の第2条(名称)および第3条(クラブの所在地域)は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができる。但し、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員に郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、RI理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があって初めてその改正は効力を発するものとする。



# ロータリーソング

「奉仕の理想」

奉仕の理想に 集いし友よ  
御国に捧げん 我等の業  
望むは世界の 久遠の平和  
めぐる歯車 いや輝きて  
永久に栄えよ 我等のロータリー  
ロータリー

「それでこそロータリー」

どこで会っても やあと言おうよ  
見つけた時にゃ おいと呼ぼうよ  
遠い時には 手を振り合おうよ  
それでこそ ローローロータリー

「手に手つないで」

1. 手に手つないで つくる友の輪  
輪に輪つないで つくる友垣  
手に手 輪に輪  
ひろがれ まわれ 一つ心に  
おゝロータリアン おゝロータリアン

2. 手に手つないで つくる友の輪  
輪に輪つないで つくる友垣  
手に手 輪に輪  
ひろがれ まわれ 世界と共に  
おゝロータリアン おゝロータリアン

